

令和5年八千代市農業委員会

第1回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和5年八千代市農業委員会第1回総会議事日程

開催日時	令和5年1月6日（金）午後1時30分～午後2時50分
開催場所	八千代市役所 別館2階 第1・第2会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程（議案第1号～第2号，報告第1号～第5号）
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	農用地利用集積計画審議の件（農業経営基盤強化促進法）
議案第2号	農地の賃借料情報の提供について
報告第1号	会長決裁事項の報告 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件
報告第2号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第3号	会長決裁事項の報告 合意解約の件
報告第4号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第5号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員（14名）

1 市川和彦	2 黒崎玲子	3 島村隼人
4 鈴木正範	5 安原清	6 將司実
7 加茂太郎	8 佐藤孝之	9 花島淳
10 立石勝則	11 稲垣哲也	12 間野恵一
13 齋藤孝一	14 小名木伸雄	

◆出席農地利用最適化推進委員（12名）

1 黒澤京子	2 小林正樹	3 立石猛
4 綱島和朗	6 鈴木美登	7 志田啓佑
8 戸田真一	9 長岡勇	10 立石秀夫
11 中臺保美	12 今井茂	13 櫻井正浩

(欠席委員：5 吉 橋 清 一)

◆事務局 (4名)

局長 村田 順儀

次長 小林 直樹

主査 中尾 通彦

主事 柳田 惇

◆公開・非公開の別 公開

◆傍聴人 0名 (定員3名)

◆総会議事録

議長 (小名木会長)	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本年もどうぞよろしく申し上げます。</p> <p>私から議事に入る前に1点申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防対策として、引き続きマスクの着用にご協力いただき、発言する際には着座にてお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>ただ今出席されております、農業委員は14名中、14名、推進委員は13名中、12名です。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和5年八千代市農業委員会第1回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>日程第1、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>9番 花島委員、10番 立石勝則委員、両委員にお願いします。</p>
議長	<p>日程第2、議案第1号から議案第2号及び報告第1号から報告第5号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>議案第1号 農用地利用集積計画審議の件については、申請件数が54件あります。</p> <p>申請件数が多いため、申請番号1番から7番、8番から45番、46番から54番の3回に分けて質疑・採決を行います。</p>

	<p>それでは、申請番号1番から7番について、質疑・採決を行います。 事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	議案朗読
局長	<p>右上に「参考案内図1-1」と記載があります案内図をご覧ください。 場所は、国際レディースゴルフ倶楽部の西約200mに位置しています。 借人の申請理由は、使用貸借権の新規設定で期間は5年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地はありません。 「常時従事要件」は、従事日数は300日ですので、150日要件を満たしています。 説明は以上です。</p>
次長	議案朗読
局長	<p>「参考案内図1-2」をご覧ください。 場所は、八千代病院の北西約500から600mにそれぞれ位置しています。 借人の申請理由は、賃貸借権の再設定で期間は5年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、申請番号2番が2筆合計で年間32,000円、申請番号3番が3筆合計で年間46,000円です。 利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地はありません。 「常時従事要件」は、従事日数は310日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	議案朗読
局長	<p>「参考案内図1-3」をご覧ください。 場所は、神尾橋の東約300から400mにそれぞれ位置しています。 借人の申請理由は、賃貸借権の新規設定で期間は約5年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 賃料は、10a当たり年間11,000円です。 利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地はありま</p>

	<p>せん。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は216日ですので、150日要件を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
議長	<p>それでは私から質問させていただきます。</p> <p>「参考案内図1-3」で、3か所白く抜けている部分は今後申請されますか。</p>
事務局	<p>土地所有者が死亡しているため、相続登記が完了次第、申請する予定となっています。</p>
議長	<p>最終的には、どのくらいの面積になる予定ですか。</p>
事務局	<p>約1.3haになる予定です。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第1号の1番から7番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号の1番から7番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p>

	<p>よって、議案第1号の1番から7番については、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、申請番号8番から45番について、審議及び採決を行います。事務局より概要の説明をお願いします。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>「参考案内図1-4」をご覧ください。</p> <p>場所は、睦橋の南東約100から1,100mにそれぞれ位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、農地中間管理機構を通した賃貸借権の新規設定で期間は10年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、申請番号10番の尾崎105番、106番が10a当たり年間米1俵で、残りは全て、10a当たり年間米0.5俵です。</p> <p>利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、所有適格法人の要件を満たしていますので問題はありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>12番 今井推進委員どうぞ。</p>
今井推進委員	<p>12番 今井です。</p> <p>借人は今回が初めての申請でしょうか。</p>
事務局	<p>令和2年に利用権設定済みの農地があるので、初めてではありません。</p>
今井推進委員	<p>10a当たり米0.5俵の賃料ということですが、これだけ安い理由はありますか。</p>
事務局	<p>この賃料となった理由は把握しておりません。</p>
議長	<p>土地改良区の賦課金、農薬の空中散布費はどちらが負担することになっ</p>

	ていますか。
事務局	どちらも耕作者が負担することになっております。
議長	諸経費を耕作者が負担するのであれば、標準的な賃料だと思います。
今井推進委員	賦課金、空中散布費の負担について、議案書に情報が載っていると分かりやすいと思います。
議長	他に質疑ありませんか。 8番 佐藤委員どうぞ。
佐藤委員	8番 佐藤です。 案内図を見ると、睦橋近くの細長い筆で白く抜けている部分があるのですが、ここは利用権設定しないのでしょうか。
事務局	財務省が所有者となっているため、申請には含まれておりません。
議長	他に質疑ありませんか。 10番 立石勝則委員どうぞ。
立石勝則委員	10番 立石勝則です。 借人である法人と同じ土地改良区の役員をやっているので補足ですが、賦課金は耕作者から徴収しているため、地権者が負担することはありません。
議長	他に質疑ありませんか。 【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第1号の8番から45番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。 【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。

	<p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号の8番から45番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第1号の8番から45番については，原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>次に，申請番号46番から54番について，審議・採決を行います。</p> <p>事務局より概要の説明を願います。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>「参考案内図1-5」をご覧ください。</p> <p>場所は，睦橋の南東約400から700mにそれぞれ位置しています。</p> <p>借人の申請理由は，農地中間管理機構を通した使用貸借権の新規設定で期間は10年です。</p> <p>貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件について，「全部効率利用要件」は，遊休農地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は，従事日数は300日ですので，150日要件を満たしています。</p>
次長	<p>議案朗読</p>
局長	<p>「参考案内図1-6」をご覧ください。</p> <p>場所は，睦橋の南東約600から1,000mにそれぞれ位置しています。</p> <p>借人の申請理由は，農地中間管理機構を通した使用貸借権の新規設定で期間は10年です。</p> <p>貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件について，「全部効率利用要件」は，遊休農地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は，従事日数は300日ですので，150日要件を満たしています。</p>

次長	議案朗読
局長	<p>「参考案内図1-7」をご覧ください。</p> <p>場所は、睦橋の南東約600から800mにそれぞれ位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、農地中間管理機構を通した使用貸借権の新規設定で期間は10年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は365日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	議案朗読
局長	<p>「参考案内図1-8」をご覧ください。</p> <p>場所は、睦橋の南東約900から1,000mにそれぞれ位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、農地中間管理機構を通した使用貸借権の新規設定で期間は10年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は300日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	議案朗読
局長	<p>「参考案内図1-9」をご覧ください。</p> <p>場所は、睦橋の南東約400から1,100mにそれぞれ位置しています。</p> <p>借人の申請理由は、農地中間管理機構を通した使用貸借権の新規設定で期間は10年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地はありません。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は300日ですので、150日要件を満</p>

次長	たしています。
局長	<p>議案朗読</p> <p>「参考案内図1-10」をご覧ください。 場所は、睦橋の南東約300から700mにそれぞれ位置しています。 借人の申請理由は、農地中間管理機構を通した使用貸借権の新規設定で期間は10年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地はありません。 「常時従事要件」は、従事日数は300日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	議案朗読
局長	<p>「参考案内図1-11」をご覧ください。 場所は、睦橋の南東約600から700mにそれぞれ位置しています。 借人の申請理由は、農地中間管理機構を通した使用貸借権の新規設定で期間は10年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地はありません。 「常時従事要件」は、従事日数は150日ですので、150日要件を満たしています。</p>
次長	議案朗読
局長	<p>「参考案内図1-12」をご覧ください。 場所は、睦橋の東約400mに位置しています。 借人の申請理由は、農地中間管理機構を通した使用貸借権の新規設定で期間は10年です。 貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。 利用集積計画要件について、「全部効率利用要件」は、遊休農地はありません。 「常時従事要件」は、従事日数は300日ですので、150日要件を満たしています。</p>

	説明は以上です。
議長	一括して質疑を行います。 質疑ありませんか。 1 2 番 間野委員どうぞ。
間野委員	1 2 番 間野です。 同一人物が貸人、借人となっていますが、どのような理由ですか。
事務局	転貸人である農地中間管理機構が借り手のマッチングをした結果、同一人物が借人として選ばれています。
議長	他に質疑ありませんか。 1 2 番 今井推進委員どうぞ。
今井推進委員	1 2 番 今井です。 今回の申請によって、人・農地プラン関係の協力金が交付されますか。
事務局	尾崎地区で実質化された人・農地プランにおいて、中心経営体に位置づけられている農業者が借人になっております。中心経営体が農地中間管理機構を通じた利用権設定をすることで、機構集積協力金が交付される要件を満たします。
議長	他に質疑ありませんか。 それでは、私から質問させていただきます。 個人で申請されている方は農事組合法人尾崎の役員ですか。
事務局	一部の方はそうです。
議長	法人の役員なのに、なぜ個人で借りるのですか。
事務局	実質化された人・農地プランにおいて、個人として中心経営体に位置づけられているいるためです。
議長	他に質疑ありませんか。 1 2 番 今井推進委員どうぞ。

今井推進委員	協力金は個人に直接支払われるのでしょうか。
事務局	協力金はいったん法人に支払われてから、個人に支払われます。
今井推進委員	後から協力金事業に参加したい人がいた場合は参加できるのでしょうか。
事務局	対象者に説明会を開き、一括で同意をいただいているため、後からの参加希望は基本的にないと思われま。
議長	他に質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 これより議案第1号の46番から54番について、討論・採決を行います。
	討論ありませんか。
	【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号の46番から54番について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	【挙手】
議長	挙手、全員であります。 よって、議案第1号の46番から54番については、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	議案第2号 農地の賃借料情報の提供について、事務局より説明願います。
局長	議案書の28ページをお開きください。 併せて、お手元の資料で右上に「別紙1」と記載のあります「農地の賃

	<p>借料情報の提供について」をご覧ください。</p> <p>本件については、農地法第52条の規定により、農業委員会が提供する農地の賃借料情報について、審議をお願いするものです。</p> <p>詳細は、担当より説明いたします。</p>
事務局	<p>詳細説明</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
議長	<p>それでは私から質問させていただきます。</p> <p>過去3年の平均額をみると、田の賃借料が大きく下がっているようですが、米の価格が下がったことが理由になっているのですか。</p>
事務局	<p>令和2年は、営農法人が比較的高値で借りた申請が多数あったため、平均額が高くなっています。令和3年からは米の価格が下がったことが原因で田の賃借料が下がっているものと推測されます。</p>
議長	<p>公表はどのように行うのですか。</p>
事務局	<p>市ホームページと農業委員会だよりに掲載します。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第2号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり提供することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>

	<p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第2号については，原案のとおり提供することに決定しました。</p>
議長	<p>報告第1号 会長決裁事項の報告について，生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件，事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	<p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め，質疑を終わります。</p> <p>報告第1号については，報告のとおり処理済みでありますので，ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第2号 会長決裁事項の報告について，農地の転用事実に関する照会の件，事務局より報告を願います。</p>
次長	<p>報告説明</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	<p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め，質疑を終わります。</p> <p>報告第2号については，報告のとおり処理済みでありますので，ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第3号 会長決裁事項の報告について，合意解約の件，事務局より報告を願います。</p>

次長	報告説明
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>報告第3号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第4号 事務局長専決事項の報告について、農地法第4条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	報告説明
議長	<p>報告第4号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>報告第5号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、事務局より報告を願います。</p>
次長	報告説明
議長	<p>報告第5号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>その他としまして、令和4年度第7回広報委員会が開催されましたので、長岡推進委員から報告願います。</p>
長岡推進委員	<p>広報委員会委員の長岡です。</p> <p>去る12月7日、農業委員会総会終了後に令和4年度第7回広報委員会を開催しました。</p> <p>今回の会議では、「新規就農者へのインタビュー」及び「農業委員会の活動」、「女性委員へのインタビュー」について、原稿をもとに文章の表現等の協議を行い、その他原稿についても、細かい調整を行いました。</p> <p>本日の総会後に、広報委員会において2月6日の校了に向け、各記事の</p>

	<p>校正を行います。皆さんのお手元にも第50号の編集集中の原稿を配布しておりますので、お気づきの点がありましたら、来週の1月13日までに、事務局へご連絡いただければと思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。
議長	<p>それでは私から質問させていただきます。</p> <p>5ページの利用状況調査の結果についての空欄には何が入りますか。</p>
事務局	遊休農地面積の推移を示す表と棒グラフの図が入ります。
議長	意見書の回答についてはいつ頃掲載する予定ですか。
事務局	例年、1月下旬頃に回答があるため、その頃を予定しています。
議長	表紙のブルーベリー農家は既に出荷を行っていますか。
稲垣委員	出荷はまだしていません。
議長	他に質問ありませんか。
	【「質問なし」の声あり】
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p> <p>長岡推進委員ありがとうございました。</p>
議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>連絡事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び案内図について ○次回の総会について <ul style="list-style-type: none"> 2月7日（火）午後1時30分から 市役所 別館2階 第1・第2会議室 ○次回の現地調査について

議長	<p>1月30日(月) 担当委員：花島委員，立石勝則委員 午後1時15分に事務局へ集合</p> <p>以上で令和5年第1回総会を閉会します。</p>
----	--